



発行 東京都

目次

87

規則

- 通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則……………（産業労働局観光部振興課）…
- 旅行業法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…

規則

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百十三号

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内士法施行細則（昭和五十八年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（登録の取消し等の通知書）

第一条 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。以下「法」という。）第二十五条の規定により全国通訳案内士の登録の取消しを、又は法第二十六条の規定により全国通訳案内士の登録の取消をしたときの通知は、別記第一号様式による登録取消通知書又は登録取消通知書による。

2 法第二十五条第三項の規定により全国通訳案内士の名称の使用の停止を命じたとき

の通知は、別記第二号様式による名称使用停止命令書による。  
3 前二項の規定は、地域通訳案内士の登録の取消し等について準用する。この場合において、別記第一号様式及び第二号様式中「~~通訳案内士~~」とあるのは「~~通訳案内士~~」と読み替えるものとする。別記様式を次のように改める。

別記  
第1号様式 (第1条関係)

|                                       |   |       |       |       |       |
|---------------------------------------|---|-------|-------|-------|-------|
|                                       | 登録 取消 通知 書  | 第 号   | 第 号   | 第 号   | 第 号   |
|                                       | (住 所)<br>(氏名又は名称)   |       |       |       |       |
| 通釈案内士法 第25条第 項 の規定に基づき下記のとおり登録の 取消し を |   |       |       |       |       |
| したので通知します。                            |   |       |       |       |       |
| 年 月 日                                 |   |       |       |       |       |
|                                       | 東京都知事   |       |       |       | 印     |
| 1 登録 取消 年月日                           | 年 月 日   | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 2 理由                                  | <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となり、また、処分取消の訴えを提起することができません(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができません(。))。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消の訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えをした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消の訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)</p> |       |       |       |       |

(日本工業規格A列4番)

第2号様式 (第1条関係)

|   |   |         |         |         |         |
|---|---|---------|---------|---------|---------|
|   | 名称 使用 停止 命令 書   | 第 号     | 第 号     | 第 号     | 第 号     |
|   | (住 所)<br>(氏名又は名称)   |         |         |         |         |
| 通釈案内士法第25条第3項の規定に基づき下記のとおり名称の使用の停止を命ずる。 |   |         |         |         |         |
| 年 月 日                                   |   |         |         |         |         |
|   | 東京都知事   |         |         |         | 印       |
| 1 使用停止期間                                | 年 月 日から   | 年 月 日まで | 年 月 日まで | 年 月 日まで | 年 月 日まで |
| 2 理由                                    | <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となり、また、処分取消の訴えを提起することができません(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができません(。))。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消の訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えをした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消の訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)</p> |         |         |         |         |

(日本工業規格A列4番)

附則

- 1 この規則は、平成三十年一月四日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の通訳案内士法施行細則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

旅行業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百十四号

旅行業法施行細則の一部を改正する規則

旅行業法施行細則(昭和二十八年東京都規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

- 第二条中「含む。」の下に「又は第二十五条第二項」を加える。
- 第三条中「含む。」の下に「又は第二十六条第二項」を加える。
- 第四条及び第五条中「第十九条」の下に「又は第三十七条」を加える。
- 第六条第一項中「第二十二条の十五第四項」を「第五十四条第四項」に改め、同条第二項中「第二十二条の十第一項」を「第四十九条第一項」に改める。
- 第八条中「旅行者代理業者登録簿」の下に「又は法第三十九条の規定による旅行サービス手配業者登録簿」を加える。
- 第九条中「第二十条」の下に「又は第三十八条」を加える。
- 別記第一号様式中

「旅行業登録通知書」や「旅行者代理業登録通知書」に  
 「旅行業更新登録」や「旅行者サービス手配業」  
 「旅行業更新登録」や「旅行者代理業」  
 「旅行者代理業更新登録」や「旅行サービス手配業」  
 「更新登録」

別記第二号様式から第四号様式までを次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

|         |   |
|---------|---|
| 登録拒否通知書 | 申請者<br>(住所)<br>(名称又は氏名)   |
| 年 月 日   | 旅行業<br>旅行者代理業<br>旅行サービス手配業  |
| 年 月 日   | 登録更新申請<br>変更登録  |
| 理由      | 理由で登録できないので旅行業法第 条第 項の規定に基づき通知します。  |
| 東京都知事   | 記   |
| 理由      | この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができます)。 |

第3号様式(第4条関係)

|        |                              |        |
|--------|------------------------------|--------|
| 第<br>号 | 登 録 取 消 通 知 書                | 第<br>号 |
|        | 登録番号 東京都知事登録                 |        |
|        | (住 所)                        |        |
|        | (名称又は氏名)                     |        |
|        | 旅 行 業<br>旅行者代理業<br>旅行サービス手配業 |        |
|        | 旅行業法第 条第 項の規定に基づき下記の理由によりつて  |        |
|        | の登録を取り消したので通知します。            |        |
|        | 年 月 日                        |        |
|        | 記 東京都知事                      | 印      |
|        | 理由                           |        |

この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

第4号様式(第5条関係)

|        |                              |        |
|--------|------------------------------|--------|
| 第<br>号 | 業 務 停 止 命 令 書                | 第<br>号 |
|        | 登録番号 東京都知事登録                 |        |
|        | (住 所)                        |        |
|        | (名称又は氏名)                     |        |
|        | 旅 行 業<br>旅行者代理業<br>旅行サービス手配業 |        |
|        | 旅行業法第 条第 項の規定に基づき            |        |
|        | 次の期間停止することを命ずる。              |        |
|        | 1 業務停止期間                     |        |
|        | 年 月 日から                      |        |
|        | 年 月 日まで                      |        |
|        | 記 東京都知事                      | 印      |
|        | 理由                           |        |

この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

別記第六号様式中「あて」を「宛」に、「第22条の10第 項」を「第49条第 項」に改める。

別記第八号様式中「第20条」を「第 条第 項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅行業法施行細則別記第一号様式から第四号様式まで、第六号様式及び第八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

